

第2回加盟団体連絡会議
兼ドーピング防止研修会

2011年禁止表国際基準

2011年1月1日発効

山澤文裕

2011年禁止表国際基準

2011年1月1日発効

すべての禁止物質は「特定物質」として扱われるものとする。

但し、S1、S2.1からS2.5、S4.4、S6.a.

および禁止方法M1、M2、M3は除く。

1. 常に禁止される物質と方法 (競技会(時)及び競技会外)

S0.未承認物質

禁止物質

- S1. 蛋白同化薬
- S2. ペプチドホルモン、
成長因子および関連物質
- S3. ベータ2作用薬
- S4. ホルモン拮抗薬と調節薬
- S5. 利尿薬と他の隠蔽薬

禁止方法

- M1. 酸素運搬能の強化
- M2. 化学的・物理的操作
- M3. 遺伝子ドーピング

II. 競技会(時)に禁止される物質と方法

S0 – S5 および M1 - M3に加えて、

禁止物質

S6. 興奮薬

- a. 非特定物質(全物質を明示)
- b. 特定物質(例を明示)

S7. 麻薬

S8. カンナビノイド

S9. 糖質コルチコイド



2011年禁止表 主要な変更の要約

p11～15

S0.未承認物質

公式に承認されていない、他のセクションにない薬物

S2.ペプチドホルモン、成長因子および関連物質

低酸素誘導因子(HIF)安定薬を追加

血小板由来製剤を削除

S3.ベータ2作用薬

使用の申告に関してすべて削除

サルブタモール(24時間で最大1600 μ g)およびサルメテロールの推奨される治療法に従った吸入使用以外は禁止

S5.利尿薬と他の隠蔽薬

デスモプレッシンを隠蔽薬として追加

利尿薬もしくは隠蔽薬が存在する時に、閾値水準が設定されている外因性物質が閾値水準以下で検出された場合の取り扱い

2011年禁止表 主要な変更の要約

M2. 化学的・物理的操作

血液を採取し、操作を加え、循環系に再注入する一連の処置を禁止。
腎不全で血液透析を受ける競技者はTUE申請を行う。

S8. カンナビノイド

カンナビノイド様物質を含むことを記載

S9. 糖質コルチコイド

禁止される使用経路のみを記載。
使用の申告について削除。

S2. ペプチドホルモン、成長因子および関連物質

1. 赤血球新生刺激物質

(EPO, dEPO, **HIF安定薬**、CERA, ベジネサタイト など)

2. CG, LH (男性のみ禁止)

3. インスリン類

4. コルチコトロピン類

5. GH, IGF-1, FGFs, HGF, MGH2, PDGF, VEGF

およびその他の成長因子

S2.1 赤血球新生刺激物質の例

	一般名	商品名	半減期		投与
			静注	皮下注	
EPO	エポエチン アルファ	エスポー	4~12h	25h	週3回
	エポエチン ベータ	エポジン	エスポーの1.2倍		週3回
dEPO	ダルベポエチン アルファ	ネスプ	25. 3h	48. 8h	週1回
CERA	メキシポリエチレングリ コールエポエチン ベータ	臨床治験中 (Mircera)	135h	130h	2~4週に1回
ベジネサタイド	ヘマタイド	臨床治験中			4週に1回

エリスロポエチンは、腎臓の尿細管間質細胞で産生され、血液中の酸素分圧、Hb濃度によって調節される。

S3. ベータ2作用薬

すべてのベータ2作用薬は禁止される。
ただし、サルブタモール(24時間で最大1,600 μ g)
およびサルメテロールが、製造販売会社によっ
て推奨される治療法に従って吸入される場合を
除く。

尿中サルブタモール濃度が1,000ng/mlを超えた
場合、治療使用とは認めない。違反が疑われる
分析報告として取り扱われる。

サルブタモールとサルメテロール以外の 吸入ベータ2作用薬について

- TUE申請書に必要な**医療記録**を添付して、
診断が確認できれば、TUEが認められる。
- 遡及的TUE申請は、緊急時以外は認められ
ない。
- ベータ2作用薬の経口使用や貼付使用の承
認には、吸入使用で治療できない客観的医
学的理由が必要。

喘息治療薬についての注意

吸入ステロイド単体は禁止されない。

ベクロメタゾン(BDP)、フルチカゾン(FP)、ブデソニド(BUD)、シクレソニド(CIC)、モメタゾン(MF)

ただし、ベータ2との配合薬には注意が必要。

アドエア FP + サルメテロール(SM) 使用可能

シムビコート BUD + ホルモテロール(FM) TUE 申請

ヒト化抗IgEモノクローナル抗体：禁止表に記載なし

S5. 利尿薬と他の隠蔽薬

S5. の物質と併用して、下記の物質をどんな用量であっても使用する場合には、それぞれの状況に応じてTUEが必要である。

物質名	競技会	競技会外
サルブタモール	TUE 必要	TUE 必要
モルヒネ	TUE 必要	TUE 不要
カチン	TUE 必要	TUE 不要
エフェドリン	TUE 必要	TUE 不要
メチルエフェドリン	TUE 必要	TUE 不要
プソイドエフェドリン	TUE 必要	TUE 不要

M2.2 静脈内注入

Intravenous infusion

2011年：静脈内注入は禁止される。

但し、医療機関の受診過程、または臨床的検査において正当に受ける静脈内注入は除く。

JADA訳注：救急搬送中の処置、外来および入院中の処置を全て含む。

*Medical Information to Support the Decisions of TUECs
Intravenous Infusion Ver2.2 Mar. 2010*

注入される物質が禁止されておらず、かつその量が50mlを超えない場合には、単純な注射筒による注射 (injection) は禁止されない。繰り返す場合には、6時間以上間隔をあけること。